

# 輸出貿易管理令 別表第 1 項目別対比表 (該非判定用)

©CISTEC

2019.01.09 施行省令等対応 ( 1 / 1 )

次に掲げる貨物 (2の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 6- (6) 測定装置 (工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。)であつて、 次に掲げるもの又はその部分品 1 電子計算機又は数値制御装置によつて制御されるもの 2 直線上の変位又は角度の変位を測定するためのもの 3 表面粗さを測定することができるもの	貨物名： メーカー名： 型及び銘柄：
[省令] 第5条 輸出令別表第1の6の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。	判定欄 該当 ○ 非該当 × 対象外 -
八 測定装置 (工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。以下この条において同じ。)、 位置のフィードバック装置又は測定装置の組立品であつて、 次のいずれかに該当するもの (第二号又は第三号に該当するものを除く。)	[ ]
イ 電子計算機又は数値制御装置によつて制御される 座標測定機であつて、 国際規格で定める測定方法により空間の測定精度を 測定した場合に、操作範囲内のいずれかの測定点において、 測定軸のマイクロメートルで表した最大許容長さ測定誤差が ミリメートルで表した当該測定軸の長さ 0.001を乗じて得た数値に1.7を加えた数値以下となるもの	[ ]
ロ 直線上の変位を測定する装置、直線上の位置のフィードバック装置 又は測定装置の組立品であつて、次のいずれかに該当するもの (一) 及び (二) にあつては、レーザー干渉計 及びレーザーを用いた光学エンコーダを除く。) (一) 非接触型の測定装置であつて、0.2ミリメートルまでの 測定レンジにおいて、分解能が0.2マイクロメートル以下のもの (二) 工作機械用に特に設計した直線上の位置のフィードバック装置 であつて、当該装置の精度がミリメートルで表した当該装置の 有効測定長さの10万分の6パーセントに0.0008ミリメートル を加えて得た数値未満のもの (三) 次の全てに該当するもの	[ ]
1 レーザー光を用いて測定することができるもの 2 測定できる最大の測定レンジにおいて、 分解能が0.2ナノメートル以下のもの 3 測定範囲内のいずれかの点において、空気屈折率で 補正した場合に、測定軸のナノメートルで表した 測定の不確かさの数値がミリメートルで表した当該測定軸 の長さ 0.0005を乗じて得た数値に 1.6を加えた数値以下のもの であつて、 19.99度以上20.01度以下の温度範囲において 30秒を超えて測定できるもの	[ ]
(四) (三) に該当する測定装置の組立品であつて、 当該装置にフィードバック機能を付加するように設計したもの	[ ]
ハ 工作機械用に特に設計した回転位置フィードバック装置 又は角度の変位を測定する装置であつて、 角度の精度が0.9角度秒以下のもの (平行光線を用いて鏡の角度の変位を測定する光学的器械を除く。)	[ ]
ニ 光の散乱を角度の関数として処理することにより 表面粗さを測定するものであつて、 0.5ナノメートル以下の感度を有するもの	[ ]
作成責任者：(作成年月日： 年 月 日)	判定結果 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
会社名 _____ 所属・役職 _____ (フリガナ) 氏名 _____ 印 電話 _____	該当項番 ① 輸出令別表第1の項番 [ _____ ] ② 貨物等省令の条項号等の番号等 [ _____ ] [ _____ ]